

船舶事故調査報告書

平成23年2月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年5月16日（日） 13時ごろ
発生場所	静岡県湖西市新居競艇新大橋北西側付近 （概位 北緯34°41.7′ 東経137°35.1′）
事故調査の経過	平成22年5月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A モーターボート ^{アイツ} I II、5トン未満 242-19940静岡、個人所有 6.96m (Lr) × 2.45m × 1.33m、FRP 船内外機、110.30kW、平成7年3月 B モーターボート（船名なし）、5トン未満 個人所有 5.70m (Lr) × 1.80m (B)、FRP ガソリン機関、7.28kW、不明
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 63歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成3年1月17日 免許証交付日 平成17年10月5日 （平成23年1月16日まで有効） B 船長B 男性 62歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 昭和58年8月3日 免許証交付日 平成22年5月27日 （平成25年10月12日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 推進器曲損 B 全損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、前方を航行する船舶（以下「C船」という。）との船間距離を約30mに保持しながら、時速約25kmの速力で、新居競艇新大橋西側の橋脚間に向けて北進した。 船長Aは、C船との船間距離を保つことに意識を集中していたところ、新居競艇新大橋西側の橋脚間を通過した直後、平成22年5月16日13時ごろ、衝撃を感じ、B船と衝突したことを知った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、新居競艇新大橋の北方約15～20

	<p>m沖を同橋に沿って西進していた。</p> <p>船長Bは、左舷船首に北進するC船を認め、新居競艇新大橋西側付近で行き会うのを避けるために速力を落とした。</p> <p>船長Bは、C船が新居競艇新大橋西側の橋脚間を通過した後、左舷船首約45°、約20～30m先にA船を認め、衝突のおそれを感じて右転したが、A船船首部とB船左舷船首部が衝突した。</p> <p>B船は転覆し、船長BはA船に救助された。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約3.6m/s、視程 約38.3km</p> <p>海象：平穏</p>								
その他の事項	<p>船長Aは、日頃、航行中、波浪の影響を少なくするため、他船の後方を近距離で追従して航行していた。</p> <p>新居競艇新大橋西側の橋脚付近は、東側に橋脚が多数存在していたため、見通しが悪かった。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>A あり B あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>A なし B なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船が北進中、B船が西進中、新居競艇新大橋西側付近において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、右舷方に存在する橋脚で右方の見通しが悪い状況下、橋脚間を通過する際、先航するC船との船間距離を保持することに意識を集中し、適切な見張りを行っていなかったため、右舷方のB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、左舷方に存在する橋脚で左方の見通しが悪い状況下、衝突直前まで、C船に意識を集中し、適切な見張りを行っていなかったため、C船の後方を航行するA船に気付かなかったものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A あり B あり	船体・機関等の関与	A なし B なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船が北進中、B船が西進中、新居競艇新大橋西側付近において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、右舷方に存在する橋脚で右方の見通しが悪い状況下、橋脚間を通過する際、先航するC船との船間距離を保持することに意識を集中し、適切な見張りを行っていなかったため、右舷方のB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、左舷方に存在する橋脚で左方の見通しが悪い状況下、衝突直前まで、C船に意識を集中し、適切な見張りを行っていなかったため、C船の後方を航行するA船に気付かなかったものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	A あり B あり								
船体・機関等の関与	A なし B なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船が北進中、B船が西進中、新居競艇新大橋西側付近において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、右舷方に存在する橋脚で右方の見通しが悪い状況下、橋脚間を通過する際、先航するC船との船間距離を保持することに意識を集中し、適切な見張りを行っていなかったため、右舷方のB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、左舷方に存在する橋脚で左方の見通しが悪い状況下、衝突直前まで、C船に意識を集中し、適切な見張りを行っていなかったため、C船の後方を航行するA船に気付かなかったものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、新居競艇新大橋西側付近において、A船が北進中、B船が西進中、船長Aが、先航するC船との船間距離を保持することに意識を集中し、また、船長Bが、C船に意識を集中し、ともに適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								